

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）

日時：令和2年2月4日（火）庁議終了後

場所：知事応接室

次 第

1 知事訓示

2 議事

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について

（配布資料）

資料1 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部資料

資料2 新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針（項目）

（参考資料）

- ・ 熊本県感染症対策本部設置要綱

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月1日 9時時点

	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア
患者数	11791	13	11	10	13	1	19	5	8	9
死亡者数	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド
患者数	6	3	6	6	1	1	4	1	1	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	合計				
患者数	2	2	2	1	1	11918				
死亡者数	0	0	0	0	0	259				

- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5-7例目、1月29日に8例目、1月30日に9-12例目、1月30日に13例目が確認されたところ。
- 日本での感染者3例（6、8、13例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。13例目の方も6例目の方の運転するバスにガイドとして乗車。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で4例確認された（1月31日現在）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月1日1時現在

	武漢市 滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	38名特定(健康観察終了)
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
13例目(20代女性)	なし	1月31日	入院中	症状安定	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日18時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
3例目(30代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中
4例目(50代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について

概要

令和2年1月31日閣議決定

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検査法に基づく検査感染症に指定する政令の施行期日を、公布の日(令和2年1月28日)から起算して4日を経過した日(2月1日)とする。

【施行日を改める政令】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検査法施行令の一部を改正する政令

(※)従来の施行期日は、公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)

<参考>

指定感染症： 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルス等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検査感染症： 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検査法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検査感染症に指定した場合、実施可能となる措置
<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発生して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭において診療を行うよう依頼。</p> <p>患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがあがる。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用</p> <p>協力ベースであり、医師の義務ではない。 (3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p> <p>法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>	
<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ</p> <p>協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)</p>	

新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針（項目）

令和2年（2020年）2月4日

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部

熊本県では、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が、令和2年（2020年）2月1日に施行されたことを受け、県民への感染拡大を防止し、安全で安心な県民生活の確保を図るため、各対策部では、次のとおり取組みを進める。

1 情報収集・サーベイランス

- (1) 情報収集
- (2) サーベイランス

2 情報提供・共有

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 情報提供
- (3) 情報共有

3 予防・まん延防止

- (1) 疑い患者発生時の対応
- (2) まん延防止対策
- (3) 入国者対策
- (4) 在留外国人支援

4 医療

- (1) 「帰国者・接触者外来」の設置
- (2) 「帰国者・接触者相談センター」の設置
- (3) 一般医療機関における診療
- (4) 検査体制の整備

5 県民生活・経済の安定

「熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画実施マニュアルを基に作成」

(参考資料)

熊本県感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）法第6条第2項に規定する一類感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（指定感染症に指定する政令の制定等、指定感染症に指定される予定である感染症を含む。以下「一類感染症等」という。）の県民への感染拡大を防止するとともに、安全で安心な県民生活の確保を図るために設置する熊本県感染症対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる場合に知事が設置する。

- (1) 県内において法第6条第2項に規定する一類感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（指定感染症にあつては法第32条又は法第33条が準用されるものに限る。以下「一類相当感染症」という。）の患者（疑似症患者を含む。）が発生した場合。
 - (2) 一類相当感染症の疑いがある者が広域に移動したことなどによって、県内において一類相当感染症の患者の発生のおそれがある場合。
 - (3) 一類相当感染症の発生前において、対策が必要と認められる場合。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める場合。
- 2 前項第3号の規定による対策本部は感染症対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）とし、当該一類相当感染症が発生したときは対策本部に移行するものとする。
- 3 対策本部及び対策推進本部（以下「対策本部等」という。）は、業務を明確にするため、それぞれ対策の対象とする一類感染症等の名称を付するものとする。

(所掌事務)

第3条 対策本部及び対策推進本部（以下「対策本部等」という。）は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 感染の予防、拡大防止策の検討及び実施に関すること
- (2) 社会機能の維持対策に関すること
- (3) 県民に対する適切な情報提供に関すること
- (4) 医療提供体制の確保に関すること
- (5) その他一類感染症等対策に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 対策本部等は、別表1の中から、当該一類感染症等の対策に関連する者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 対策本部等に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部等の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部等に、対策本部会議等を補佐するため幹事会を置き、別表2の関係部局等及び構成員の中から当該一類感染症等の対策に関連する者（以下「幹事」という。）をもって組織する。この場合において、関係部局等は、構成員以外の者を幹事として指名することができる。

- 2 幹事会に代表幹事を置き、医監をもって充てる。

なお、医監が不在の場合は、健康福祉部政策審議監がその職務を代理する。

- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 対策本部等の事務を処理するため、必要に応じて、対策本部等に事務局を置くことができる。

(対策部等)

第8条 知事部局各部（局）、企業局、病院局、教育庁、警察本部、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「部局等」という。）に、必要に応じて、それぞれ当該部局等の名を冠した対策部及び対策推進部（以下「対策部等」という。）を置くことができる。

- 2 対策部等は、部長及び部員をもって組織する。

- 3 部長は、部局等の長をもって充てる。

- 4 部員は、各部局等の政策審議監、局長及び課（室・センター）長を原則として、部局等ごとに部長の指名する者をもって充てる。

(地域対策本部等)

第9条 一類感染症等対策に関して、必要に応じて、各地域振興局に地域対策本部及び地域対策推進本部（以下「地域対策本部等」という。）を設置することができる。

- 2 地域対策本部等の長は、地域振興局長とする。

- 3 地域対策本部等の構成員は、地域振興局長が指名する者とする。

- 4 地域対策本部等の事務局は、当該地域振興局に置く。

(庶務)

第10条 対策本部等の庶務は、健康福祉部健康危機管理課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

別表1（第4条関係：対策本部等）

知事、副知事、知事公室長、総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、環境生活部長、 商工観光労働部長、農林水産部長、土木部長、国際スポーツ大会推進部長、会計管理者、 企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査 委員事務局長、労働委員会事務局長、危機管理監
--

別表2（第6条関係：幹事会）

関係部局等	構 成 員
知事公室	知事公室付政策調整監、広報グループ課長、危機管理防災課長
総務部	人事課長、総務厚生課長、消防保安課長
企画振興部	企画課長
健康福祉部	政策審議監、医監、健康福祉政策課長、健康危機管理課長、 医療政策課長、薬務衛生課長
環境生活部	環境政策課長
商工観光労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
国際スポーツ大会推進部	国際スポーツ大会推進課長
出納局	会計課長
企業局	総務経営課長
病院局	総務経営課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	警備第二課長
議会事務局	総務課長
人事委員会事務局	総務課長
監査委員事務局	監査監
労働委員会事務局	審査調整課長

